

# 女性に対する暴力に関する専門調査会報告書 概要 セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題

(平成31年4月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

資料2

## 経緯

- セクハラは**重大な人権侵害**であり、**予防と被害からの回復のための取組を推進し暴力の根絶を図る**ことは、国としての責務。
- メディアと行政間でのセクハラ事案(H30.4)等を契機に、**被害が依然として深刻**である実態が明らかになり**社会的関心も高まり**。
- こうした状況を踏まえ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」(H30.6)において、  
・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」を決定。  
・「女性活躍加速のための重点方針2018」にセクハラ対策に係る項目を新設。
- **女性に対する暴力に関する専門調査会**では、平成30年6月以降6回にわたり、有識者や関係省庁から集中的にヒアリングを実施。

## 報告書の内容

### I 国内における法制度

#### ■ 男女雇用機会均等法及び指針

職場におけるセクハラには、性的な言動に対する労働者の対応により、労働条件につき不利益を受けること(対価型)、当該言動により労働者の就業環境が害されること(環境型)があり、**事業主に対し、雇用管理上必要な措置**を講ずることを義務付け。

#### ■ 人事院規則10-10及び運用通知

セクハラには、他の者を不快にさせる職場における性的な言動、職員が他の職員を不快にさせる職場外の性的な言動があり、**各省各庁の長に対し、必要な措置**を講ずることを義務付け。職員に対してもセクハラ防止のための注意義務を課している。

#### ■ その他

セクハラ行為は、その態様により、現行法の下でも、**刑法**(名誉棄損罪、脅迫罪、暴行罪など)や**ストーカー規制法**、各都道府県の**迷惑行為防止条例等**の処罰規定に該当し得る。

### II 国内における取組状況

#### ■ 企業における取組

女性(25～44歳)の**約3割**が職場におけるセクハラ被害を経験。セクハラ防止対策に取り組む企業は**6割超**で、増加傾向。

#### ■ 教育分野における取組

**教員への信頼**や**教員が持つ権力・社会的影響力**に対する恐れなどを背景に生じやすい。**全ての大学(国公立764校)**で取組を実施。

#### ■ スポーツ分野における取組

仲間意識や共通の利害などから**問題が顕在化しにくい**傾向。スポーツ統括組織の半数以上が倫理的問題等の規程等がない。

#### ■ 緊急対策について

新たな取組である**幹部職員等への研修**は全41府省庁で実施、各府省庁における**外部の者からの通報窓口の整備**はH30年度中に実施済。

### III 諸外国における法制度

- 欧米を中心とした諸外国の法制度について有識者からヒアリング。

## 1 基本認識

- セクハラは**重大な人権侵害**であり、あってはならないもの。
- 今後、セクハラ行為に係る禁止規定などを検討する際は、諸外国においては、**セクハラ(性的性質を有する言動)**と**ジェンダーハラスメント(性別役割分担意識に基づく言動)**が**区別され、別個の法理構成と立法化**が図られていることに留意が必要。

## 2 機運の醸成、教育啓発・研修の充実

- 企業では、取組が進んでいない**管理職に対する研修**、**中小企業等を対象としたセミナーの開催**・**個別企業に対する支援**。
- スポーツ分野では、**関連規程の作成**、指導者を対象にした**研修**、**処分事案の情報公開**などの問題を潜在化させない取組。

## 3 相談体制の整備と実効性の確保

- 都道府県労働局が対応していない**休日やメールによる相談受理等**、**被害者が相談しやすい相談体制の整備**の検討。
- プライバシーの保護や二次被害を生じさせないための教育などの**相談員の質を向上させる必要**。
- 人事院に開設される**一元的な窓口の周知**、実際の相談内容を踏まえた**より良い相談対応を目指した見直し**。

## 4 実態把握

- セクハラ防止対策の検討には**被害実態や取組状況の把握が必須**。相談件数も被害実態を把握するうえで重要な要素。
- 特に**教育**、**スポーツ分野**は、**取組状況にも偏り**がみられるとの指摘があり、実態把握等が必要。

## 5 法制度に関する比較検討

### (1) セクハラ規制に関する法的アプローチの違い

諸外国のセクハラに関する法的アプローチには、セクハラを人の尊厳や人格権の侵害ととらえる**人格権アプローチ**とセクハラを性差別ととらえる**性差別(平等)アプローチ**がある(併存している場合もある)。

### (2) 法的アプローチの概要

**人格権アプローチ**では、**刑法や特別法でハラスメントを規制し**、**性差別アプローチ**では、**差別禁止法等で規制**。日本は**人格権アプローチでセクハラを把握している**と言われている。

### (3) 我が国におけるセクハラ規制の検討課題

セクハラ行為を規制する関係法令によって、規制対象となる行為の定義や要件は異なっており、**定義の統一の必要性**、**規制の在り方**の問題を含めた**総合的な規制の方向性に関する前提的な議論**が課題。

セクハラの問題は、**学術・教育分野や政治分野などにも広く存在**しており、それらの分野を含めた**広範かつ包括的な視点**が必要。

**刑罰は副作用の大きい劇薬**のような手段であり、まずは労働法や民事法、懲戒などの考え得る手段を講ずべき。

セクハラ罪を規定する諸外国であっても、我が国と比較して**処罰できる行為(の範囲)にはそれほど差がない**ことに留意が必要。

### (4) 中長期的課題

**行為者に刑事罰による制裁を科すこと**、**行為者等に対する損害賠償の請求の根拠を法律で設けること**には、他法令との関係の整理や違法となる行為の明確化等の種々の課題があり中長期的な検討を要する。

教育やスポーツをはじめとする**労働分野に限らないセクハラを包括的に規定する法制化**について、必要性の有無を含め、検討していくことが必要。